

申請にあたっての注意点

- ・ 支援メニューごとに要件があり、すべての要件を満たさない場合、申請の際に誓約・同意書(担い手・労働力確保対策、所得向上に向けた生産対策)を提出いただけない場合やすべての項目にチェックがない場合(個別項目除く)、証憑書類としてすべての添付書類を提出いただけない場合、助成を受けることができません。
- ・ 県内の申請額全体が年間助成上限額を上回った場合等には、助成率が下がる場合があります。
- ・ 年間助成上限額に達した時点で受付を終了しますので、申請期限までに住所地の地域本部へ申請してください(受付日・申請期限は地域本部ごとに設定されているので地域本部へお問い合わせください)。
- ・ 親と子など同一経営で複数申請することはできません。
- ・ 他の補助事業と併せて助成率が100%を超える場合には、合計助成率100%を上限として本支援制度の助成率が下がります。
- ・ 事業の着手は、原則として、地域本部から採択の連絡があった後に行ってください。但し、緊急かつやむを得ない事情により採択前に事業着手を行う場合、採択前着手届を助成申請書に添付して申請してください。
- ・ 助成額の確定は、実施報告・助成金請求書の審査後となります。
- ・ 本店や地域本部職員による聞き取りや現地確認・調査の際にご協力願います。
- ・ 次の場合は助成金を返還していただくこととなりますので、ご留意ください。
 - ①要件を満たさなくなった場合
 - ②正当な理由がなく、助成申請書に記載した事業を実施していないことが判明した場合
 - ③虚偽の申請や不正が認められた場合
 - ④誓約・同意した事項に反した場合
- ・ 詳細は、住所地の地域本部へお問い合わせください。